

要望実現の ために

平成21年度 会津坂下町
区長・自治会長会全体会議開催



座 長
佐々木 勝彦氏（新栄町）



全体要望
齋藤 衛氏（見明）

「全体要望

町道宇内沼越線の鶴沼川に架かる
文助橋の拡幅について（継続）

文助橋は、幅が狭く乗用車どうしても交互通行している。県道昇格など整備方法を検討し、一日も早い拡幅拡張を要望する。

【建設部】

架け替えは町振興計画に盛り込んでいますが、国・県の補助事業としても採択基準が厳しく、当面は困難な状況です。

しかし、県道へ昇格していただき県道の整備事業で対応していただくよう、県に要望して参りたいと考えています。

「JR踏切の改修について（継続）」

道路拡幅等の整備に伴い、車両の大型化や交通量の増加などにより、一般の人々並びに児童・生徒の通行が危険な状況にある。今年度も地域の健全な発展上、重要課題として要望する。

中村街道踏切・沖踏切・金沢踏切

【建設部】

町内にある踏切の拡幅改良は、町の道路整備計画にあわせて、JR東日本と協議をしており、中村街道踏切並びに沖踏切・金沢踏切もこの計画を踏まえながら整備に向けて順次対応してまいります。

なお、原街道踏切については、平成21年度に踏切本体の拡幅工事に着手し、平成22年度には踏切の両取付道路の拡幅を行い、整備完了を予定しております。

農地・水・環境保全向上対策事業
への支援について（継続）

事業開始から3年目を向かえ、事業の細部に齟齬が生じているようなので、統一見解を示すため地区ごと又は町全体での研修会を開催することを要望する。

【産業部】

農地・水・環境保全向上対策事業の研修会は、昨年まで年2回程度開催してきました。

今後も、地域協議会の説明会だけではなく、更なる活動組織の意識向上のため、町独自の全体説明会等を開催し、事業の統一見解を示すなどの支援に努めて参ります。

「坂下地区要望

地区内全域の通年通水と環境保全
について（継続）

何年間も要望しているが解決を見ない。土地改良区の係わりがあるので難しいとせず、真剣に検討してほしい。

あわせて、用排水路の悪臭等を防止するため、汚泥除去などの水路浄化作業を要望する。

【建設部】

市街地通年通水に係る栗村堰の水量には、水利権が設定されており、非かんがい期の水量増は難しい状況にあります。現状の水量を有効に活用するため、今後も臨時職員を雇用し、堰及び水路の管理並びに流入水の計画的通水に努めてまいります。また、

既設水路で流下不良地区については、現地調査しながら整備を実施していきます。

水路浄化作業は、日常的に管理できない暗渠部分について現地調査をしながら汚泥除去及び清掃を実施してまいります。

水路の汚れは、生活雑排水の滞留等が主な原因ですので、公共下水道供用開始区域内にお住まいの方は、下水道への早期接続をお願いいたします。

公共下水道事業坂下中央処理区
の整備について（継続）

坂下中央処理区の区域設定などは決まったわけだが、本年度以降の具体的な事業計画を示してほしい。また、水路の改修なども出てくると考えられるので、住民への十分な説明をお願いする。

【建設部】

坂下中央処理区は、早期の効果発現を図るため、一部を坂下西・坂下東処理区に統合し、約137haについてさらに5区域に分割し、順次整備面積を拡大していく整備方法を進めてまいります。

第一期区域として、国道49号以北の緑町、茶屋町、柳町の一部約37haを平成21年度より概ね6年間で整備し、平成25年には一部供用開始する予定です。

また、水路断面を利用した露出配管工法を採用し、コスト縮減と早期整備効果を図ってまいります。

住民説明会は、実施してまいります。



金上地区要望

小林 節雄氏 (村田)



若宮地区要望

飯東 洋志氏 (原)



坂下地区要望

藤田 勝彦氏 (柳町)

南幹線道路全線開通に伴う諸対策
について(継続)

① 重要交差点への早急な信号機設置を要望する。

② 町道水原線、桜木町内

③ 街路灯の修繕料に対する補助制度の創設を要望する。

④ また、旧式の丸型電灯から蛍光灯への交換を要望する。

【建設部】

① 水原線桜木町交差点の信号機は、区画整理事業の進捗にあわせて整備の要望をしていきます。

② 電気料の1/2を町が補助しているところですが、街路灯の修繕並びに電灯の交換等は補助の対象となっておりません。今後、設置の経過を調査し、充分協議し、検討してまいります。

「若宮地区要望」

防雪柵の設置について(継続)

次の区間の防雪柵設置を要望する。

- ① 大江～原地区間の未設置部分
- ② 樋渡線(集落入口より50m)

【建設部】

防雪柵の設置については、要望されている各地区も含んだ全体的な対策整備を検討しており、補助事業の中にも盛り込んでおりますが、新規採択が困難な状況にあります。整備されるまでの対策として、機械除雪による除雪サイクルを増やし、安全な交

通の確保に対応してまいります。
なお、樋渡線については防雪柵を購入し、今年度から設置してまいります。

冠水対策と道路拡幅整備について
(継続)

次の冠水対策と道路拡幅を要望する。

- ① 五ノ併成子地内の水害対策
- ② 蛭川逆水橋付近の水害対策
- ③ 勝方田沢川と宮田川の水害対策
- ④ 町道金沢線(金沢・矢ノ目間)の拡幅と側溝整備
- ⑤ 町道寿の宮線(大江・牛川間)及び町道勝大線(坂下・牛川間)の歩道設置
- ⑥ 新鶴インターのアクセス道路の拡幅整備(旧宮川橋架け替え含む)

【建設部】

① 関係機関と協議し、県道敷きの土側溝部分にU型側溝が整備されましたので、それを利用することで解消したいと考えております。今後、水害の状況を確認し、必要に応じ関係機関と対策について協議してまいります。

② 冠水対策は、平成22年度までに実施される「県宮かんがい排水事業会津宮川地区」改修計画の中で対応予定なので、ご理解願います。

③ 平成19年度に実施しましたが、今後の土砂堆積状況により撤去などの対応を検討します。

④⑤ 交通量、利用状況、危険度等を考慮し、優先順位により整備を検討します。

⑥ 会津美里町が事業主体となり、平成20

「金上地区要望」

新宮川の浚渫及び夏草の刈払いについて(継続)

- ① 新宮川河川の宮古橋から細工名橋左岸堤防の夏草早期刈払いを要望する。
- ② 新開津橋上・下流の土砂撤去等工事を要望する。

【建設部】

① 宮古橋から細工名橋については平成19年度から継続して実施して来ましたが、今年度も早期の草刈を実施して参ります。新宮川橋から中開津橋の堤防についても実施し、さらに拡大していただくよう県に要望してまいります。

② 平成17年度から毎年実施されています。今年度も県の重点事業打ち合わせ会議や氷玉川・宮川流域整備促進期成同盟会と共に、引き続き継続事業として実施するよう県に対して要望します。





八幡地区要望
佐瀬 昭雄氏 (塔寺)



川西地区要望
古川 正明氏 (津尻)



広瀬地区要望
高畑 幸夫氏 (下政所)

上開津上部の高速道路防音対策について(継続)

防音対策の実施を要望する。

【生活部】

以前「高機能舗装」という特殊舗装で騒音・振動を和らげる工事が施工され、近年の騒音調査では、昼間・夜間とも基準値を下回っておりますが、改修状況の確認や再度の騒音調査等を実施・分析し、高機能舗装の延長拡充など防音対策の実現に向けて引き続き要望してまいります。

町道坂下東原線に右折車線の設置について(継続)

金上小学校付近の信号機のある交差点に右折帯を早急に設置するよう要望する。

【建設部】

坂下東原線の交差点改良は、町道側の整備だけでは事業効果がありませんので、交差している県道会津坂下・本郷線側もあわせて拡幅整備をするよう県と協議中であり、本年度に測量及び設計を予定しております。平成23年に整備完了を予定しております。

新宮川橋の改修及び、大型車に対する通行規制工事について(継続)

通学路にもなっており、ヒビが入り動くところもある。早急の対応を要望する。

【建設部】

財政的にも困難であります。しかし、危険箇所については、スポット的な維持補修は実施してまいりたいと考えております。

「広瀬地区要望」

通園・通学路の歩道の設置について(継続)

町道広瀬小学校前線の整備と町道宇内沼越線の東河原入口までの歩道延長を要望する。

【建設部】

歩道設置要望は各地区から要望されておりますが、現在町の全体歩道整備計画を策定しております。この計画を踏まえながら事業化に向けて対応してまいります。

町道に架かる橋梁の早期架け替えについて(継続)

「幸橋」は老朽化が進み、狭く、危険な状態である。早期の着工を強く要望する。

【建設部】

橋梁架け替え事業は、当面は困難な状況です。なお、会津坂下町都市計画マスタープラン上の道路計画には、中村街道線の起点側にあたる国道49号から北側へ延伸して和泉川原地区を結ぶ重要路線に位置づけられておりますので、今後この道路整備計画の中で「幸橋」架け替えも考えてまいりたいと思っております。

町道に防雪柵の設置について(継続)

町道阿賀川線の全線及び町道宇内沼越線の青木から沼越間に防雪柵の設置を要望する。

【建設部】

当面は吹溜りなど積雪状況を考慮して安全な通行ができるよう、機械除雪による除雪サイクルを増やし、冬期間の安全な交通確保に対応してまいりたいと考えております。

「川西地区要望」

県道熱塩加納会津坂下線道路改良工事の早期促進について(継続)

大上地内の融雪設備及び津尻、真木間の歩道の設置を要望する。また、県道沿いの草刈を要望する。

【建設部】

昨年度も県に要望し、津尻・真木間の歩道整備については側溝整備による歩行空間の確保を検討、大上地内の消雪施設については事業化の可能性について検討したい、との回答がありましたので、引き続き要望してまいります。また、道路除草についてもさらに拡大するよう合わせて県に要望します。

町道袋原線防雪柵設置について(継続)

町道袋原線の防雪柵設置を要望する。



高寺地区要望
廣瀬 東洋氏（舟渡）

町駐在員表彰
（駐在員として5年以上在職）

前 桜木町自治会長 赤城 智義
前 本町自治会長 鈴木 正人

退任される地区区長へ
感謝状贈呈

前坂下地区自治会長赤城 智義
前若宮地区区長会会長 沢井 清英
前金上地区区長会会長 山田 喜男
前広瀬地区区長会会長 加藤 貞男
前川西地区区長会会長 岩淵 義光
前八幡地区区長会会長 平野 久英

【建設部】

当面は吹溜りなど積雪状況を考慮して安全な通行ができるよう、機械除雪による除雪サイクルを増やし、冬期間の安全な交通確保に対応してまいります。

統廃合後の旧川西小学校等の有効利用について（新規）

地区の活性化を図るためにも、一日も早い再利用の具体策を示すよう要望する。

【教育部】

旧川西小学校は「生涯学習の推進」と「市民の福祉向上」を目的とした利活用というところで検討しています。教育委員会では、早急な事業として「川西公民館」を移転することの提案をしています。

「八幡地区要望」

水無川（気多宮地区・塔寺地区）の改修について（継続）

気多宮、塔寺を流れる水無川の護岸工事及び堆積土砂の除去を要望する。

【建設部】

水無川河川改修工事は、塔寺・気多宮地区街なみ環境整備事業で、上の山堤の取水口から約200mの整備が位置付けられています。上流については、現地調査の結果、洗掘箇所はすでに整備されている状況にあります。また、塔寺地内の河川は、何か所か土砂の堆積が見られるので、今後の堆積状況により撤去してまいります。

県道赤留塔寺線の早期開通について（継続）

県道赤留塔寺線の塔寺・杉区間の工事が全く進んでいない。町として県に対し強く要望してほしい。

【建設部】

現在埋蔵文化財の調査が実施されており、本年度は引き続き調査と塔寺側からの道路改良工事及びJR只見線の立体交差設計を県で計画しています。今年度も最重要望地区として引き続き県に要望してまいります。

町道泉平井線、和泉1号線の整備と安全対策について（新規）

重大事故が発生しないうちに拡幅と重量車両の通行に対応した舗装整備を要望する。

【建設部】

今後も状況を確認しながら補修整備をしてまいります。側溝蓋掛けについては優先順位により検討してまいります。

「高寺地区要望」

地区内の主要県道3路線集落内の消雪施設の設置について（継続）

- ① 消雪施設の早期設置を要望する。
- ① 県道上郷線（窪、窪倉集落内）
- ② 県道舟渡別線（旧片門小学校から片門橋間）（天屋、本名集落内）
- ③ 県道山都柳津線（杉山集落内）

【建設部】

今年度も、消雪施設の設置を県に強く要望してまいります。

仮称「町道 坂本・西羽賀線」の建設促進と只見川農免農道の建設促進について（継続）

高速道路・大規模林道へのアクセス道路としての初期の目的が達成できますよう、国道49号までの建設促進を要望する。あわせて農免農道の通学・通勤供用部分について、歩道の整備促進を要望する。

【建設部】

国道49号までのアクセス道路整備促進は、地元の皆様並びに只見川農免農道建設促進協議会と共に検討を進めていきます。また、農免農道の歩道設置は、開通後の車両交通量の状況により整備を検討してまいります。

只見川河川敷堤防の整備について（継続）

只見川流域の片門・舟渡・洲走地区に構築されている堤防に、近年、雑草、つる草、柳等が繁茂し、生活環境、景観上良くなく、又農作業等に悪影響を及ぼす害虫の繁殖場所にもなっているため、早急な対策を要望する。

【建設部】

引き続き、拡大するよう県に対して要望してまいります。

安全に暮らすために

自宅を調べてみませんか？

木造住宅耐震診断者派遣事業



耐震診断状況
(基礎の状況を調べているところ)

新潟中越沖地震や能登半島地震では、多数の家屋が倒壊し被災しています。町は、そのような状況を少しでも減らすため、耐震診断事業を行っています。住宅の地震に対する安全性の確保・向上を図り、震災に強いまちづくりを推進することを目的に実施します。

▼ 対象住宅は、会津坂下町にあり下記の要件に全て該当するものです。

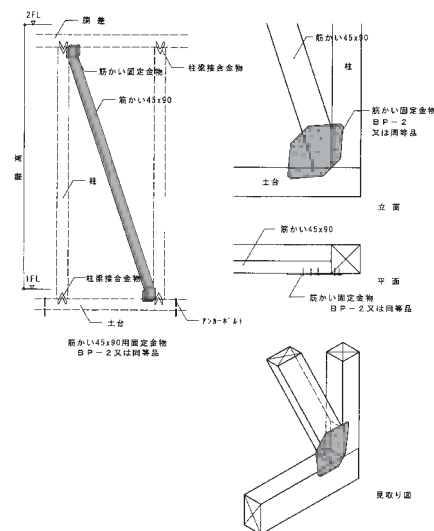
- ① 所有者が自ら居住する住宅
- ② 昭和56年以前に建築された住宅
- ③ 在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法等による木造3階建て以下の住宅
- ④ 過去に耐震診断を受けていない住宅

▼ 診断方法は、町に診断者派遣の申請をし、町が耐震診断者へ委託をするものとします。

※個人が直接委託はできません。

▼ 診断費用は、国県の補助を受け町が負担します。ただし、消費税相当分6,000円は個人で負担していただきます。

木造住宅耐震改修事業



▼ 対象住宅は、耐震診断者派遣事業と同様左記のとおりとします。その中で診断事業を実施した結果、耐震基準を満たさないものとします。

▼ 耐震改修工事とは、耐震基準に適用するよう補強又は改修するものです。

▼ 耐震改修工事に要する経費の補助は、かかる費用の2/3以内かつ、600,000円以内の額とします。

▼ 今年度中に改修工事を完了するものに限りです。

受付期限

平成21年5月11日(月)～8月10日(月)

(土・日・祝日を除く)

午前8時30分～午後5時15分

※ 詳細は、町ホームページに掲載しています「各要綱」をご覧ください。

▼申し込み・問い合わせ先

会津坂下町役場建設部建設班 TEL 84-1506

ホームページ

<http://www.town.aizubange.fukushima.jp/members/toshijuutaku/contents/index.htm>